

第 29 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

令和 2 年 10 月 8 日

第 29 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 2 年 10 月 8 日（木曜日） 13 時 00 分～16 時 00 時

○場 所 岩国市役所 6 階 全員協議会室

○次 第

1 開 会

2 議 事

（1）議事録署名委員の指名について

（2）諮問第 20 号 岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

（3）諮問第 21 号 岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

（4）諮問第 22 号 岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について

（5）議案第 38 号 岩国都市計画用途地域の変更について

（6）議案第 39 号 岩国南都市計画用途地域の変更について

（7）議案第 40 号 岩国南都市計画特定用途制限地域の決定について

（8）議案第 41 号 岩国都市計画下水道の変更について

（9）議案第 42 号 岩国都市計画道路の変更について

（10）諮問第 23 号 岩国都市計画道路の変更について

3 閉 会

○出席者〔委員 12 人〕

委 員（1 号委員）	塚 本 俊 明	隅 喜 彦
	廣 田 登 志 子	安 本 政 人
（2 号委員）	桑 田 勝 弘	大 西 明 子
	細 見 正 行	中 村 雅 一
（3 号委員）	秋 山 公 志	重 富 寿
（4 号委員）	河 野 摩 理	桑 重 和 昭

○欠席者〔委員 4 人〕

委 員（1 号委員）	榊 原 弘 之	梅 川 仁 樹
（3 号委員）	松 本 幸 司	
（4 号委員）	植 松 義 博	

○傍 聴〔0 人〕

[13時00分 開会]

○事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまから、第29回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております、都市計画課の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、コロナ対策として、出入り口及び窓を開放した状態で審議を行いますのでご了承ください。また、出入り口にはアルコール消毒を設置しておりますので、休憩時間に部屋を出られた場合は、部屋に入られる前にアルコール消毒を行いますようご協力よろしくお願いします。

それでは、会議の開会にあたり、山中都市開発部長よりご挨拶申し上げます。

○山中都市開発部長 みなさんこんにちは。都市開発部長の山中でございます。本日はお忙しいところ、第29回岩国市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より市政及び都市計画行政の推進にあたり、ご協力ご理解いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、本日ご審議いただきます議案でございますが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランと呼ばれるものが2議案、それから線引きとよく言われておりますけれど、市街化区域と市街化調整区域の区域区分、そして用途地域などの地域地区、都市施設として公共下水道及び長期未着手の都市計画道路に関するものが3議案、以上9議案についてご審議いただきたいと考えております。委員の皆様方におかれましては長時間のご審議となりご負担おかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、本日初めての方、また委員の交代もございましたので、改めて委員のご紹介をさせていただきます。失礼ながら、ここからは座って説明させていただきます。

まず1号委員といたしまして、広島工業大学工学部環境土木工学科特任教授塚本俊明委員、山口大学大学院創生学科研究科教授榊原弘之委員、榊原委員は本日所要によりご欠席とのご連絡をいただいております。岩国市農業委員会会長梅川仁樹委員、梅川委員は本日所要によりご欠席とのご連絡をいただいております。岩国市社会福祉協議会会長隅喜彦委員、岩国市教育委員会教育委員廣田登志子委員、岩国商工会議所会頭安本政人委員。

続いて2号委員といたしまして、岩国市議会議員大西明子委員、同じく桑田勝弘委員、同じく中村雅一委員、同じく細見正行委員。

続いて3号委員といたしまして、国土交通省山口河川国道事務所所長松本幸司委員、松本委員は本日所要によりご欠席とのご連絡をいただいております。山口県岩国農林水産事務所所長秋山公志委員、山口県岩国土木建築事務所所長重富寿委員。

最後に4号委員といたしまして、河野摩理委員、桑重和昭委員、植松義博委員、植松委員は本日所要によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、委員16名のうち、現在12名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました第29回岩国市都市計画審議会審議資料、第29回岩国市都市計画審議会参考資料、また本日席上には、議事日程、委員名簿、配席表を配布させていただきます。以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ここからは、塚本会長に議事進行をお願いします。塚本会長よろしくをお願いします。

○塚本会長 改めましてよろしくお願いします。それでは、これより議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名についてでございますが、本日の会議を進めるに当たりまして、規則第13条では、会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名押印の上、保存するものとする規定されているため、大西委員、桑重委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくをお願いします。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。先ほどの説明にもありましたが、県が定める都市計画に対して意見を求められる諮問4件、それと市が定める都市計画の議決を要する議案5件がございます。

日程第2 諮問第20号岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、日程第3 諮問第21号岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について審議したいと思います。よろしいでしょうか。事務局より説明をお願いします。

■諮問第20号、諮問第21号

○事務局 それでは、諮問第20号岩国都市計画区域マスタープラン及び、諮問第21号岩国南都市計画区域マスタープランの変更について説明させていただきます。失礼ながら、着座にてご説明させていただきます。

まず、都市計画区域マスタープランの概要の説明に入る前に、都市計画を進める上で重要なマスタープランとはどのようなものかについて説明をいたします。

マスタープランは中長期的な視点に立ったまちづくりの方針、将来の目標、各種整備方針などを総合的にまとめたものであり、都市計画区域マスタープラン、市町村マスタープランなどがあります。

都市計画区域マスタープランは一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として定めるものであり、一方市町村マスタープランは都市計画区域マスタープランに即して各市町村を対象として、住民に最も身近な市町村が、より地域に密着した見地から都市計画の方針を定めるものになります。また、立地適正化計画は市町村マスタープランの高度化版として、居住機能や都市機能の立地などについての方針を定めたものになります。これらマスタープランを踏まえて、具体的な都市計画を定めることとなります。

続いて、都市計画区域マスタープランの記載事項について説明します。都市計画法第6条の2にある都市計画区域の整備、開発及び保全の方針というのが、都市計画区域マスタープランの正式名称になります。この方針には区域区分の方針、都市計画の目標、主要な都市計画の決定の方針を定めることとなっており、この方針に即して都市計画を進めていかなければならないものとなっています。また、都市計画法第15条により都道府県が定めることになっており、本諮問は山口県からの意見照会にあたるものです。

続いて、都市計画区域マスタープランの目的について説明します。

最初にも説明しましたとおり、マスタープランは中長期的な視点に立ったまちづくりの方針、将来の目標、各種整備方針などを総合的にまとめたものになります。この度変更を行う都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、一市町村を超える広域的観点から、現在の都市の人口、産業の動向などから都市計画の基本的な方針を定め、都市計画の目標、将来像を示すことを目的としています。

都市計画区域マスタープラン内における、主要な都市計画の目標はおおむね20年後、市街化区域の想定、都市施設等の整備目標についてはおおむね10年後を見据えて方針を定めます。

続いて、都市計画区域のマスタープランの位置付けについて説明します。

山口県では、都市計画区域マスタープランを、3つの段階を経て策定することとしています。

まず、山口県の現状分析の結果や、これからの県土構造のあり方を示した山口県都市計画基本方針があり、それに即して8つの広域都市圏それぞれにおいて、都市づくりの基本理念を示した広域方針を定め、そして、それぞれの都市計画区域について、都市計画区域マスタープランを策定しています。

今回の都市計画区域マスタープランの変更案の作成に先立って、山口県より各市町村に対して変更、修正箇所等に関する意見照会があり、これに対する市の回答を踏まえ、この度の変更案が作成されています。

続いて、これまでの都市計画区域マスタープランの策定及び変更の経緯と今回の変更点についてご説明します。

現在都市計画区域マスタープランに定められている方針は、元々、市街化区域と市街化調整区域における整備、開発及び保全の方針として、区域区分の都市計画決定と合わせて定められてきましたが、平成12年の法改正により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針として独立したことで、平成16年に岩国都市計画区域マスタープランとして策定されました。その後、平成25年に岩国都市計画区域マスタープランの変更及び、玖珂、由宇、周東の合併により岩国南都市計画区域マスタープランを策定しました。そしてこの度の変更は、前回の変更から概ね10年が経過したことによる、各事業との整合、データの更新等、整理が必要であることから、変更を行います。

なお、この度の主な変更点ですが、1つ目に立地適正化計画策定に伴う整合性の整理、2つ目に各事業との整合、その他項目の追記になります。

続いて、都市計画区域マスタープランに定める事項になります。

都市計画区域マスタープランに定める事項はスライドにお示している通りです。まず、1項目目の都市計画の目標で、基本的事項、都市づくりの基本理念を定めます。2項目目の区域区分の決定の有無と方針で、区域区分の決定の有無、区域区分の方針を定めます。3項目目の主要な都市計画の決定の方針で、土地利用に関すること、都市施設の整備に関すること、市街地開発事業に関すること、自然的環境の整備または保全に関すること、景観の保全と創出に関すること、都市防災に関することの6つの方針について定めます。

それでは、今回の主な変更内容について説明します。

主な変更点の1つ目の立地適正化計画策定に伴う整合性の整理についてですが、変更内容の説明に入る前に、立地適正化計画について説明をさせていただきます。立地適正化計画は、居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する市町村マスタープランの高度化版であり、それら多様な都市機能がまとまって立地するよう誘導を行うとともに、公共交通との連携によるまちづくりを推進することを目的としています。岩国市

では、前回の審議会で報告させていただき、令和2年3月31日に策定をしております。

それでは、この度の立地適正化計画策定に伴う整理として変更を行った箇所について順に説明させていただきます。

この度の変更による立地適正化計画の追記、変更等はスライドのとおりです。

まず、1つ目は立地適正化計画制度の考え方について基本理念に追記を行っております。この度の追記では、立地適正化計画の考え方を踏まえて、都市機能等の誘導、中心市街地の拠点性を高める、公共交通等の円滑な移動といった点から集約型都市づくりを進めることを定めています。続いて、岩国南都市計画区域マスタープランの基本理念についてです。こちら先ほどと同様に、立地適正化計画の考えを踏まえて、居住機能等の誘導、公共施設、業務、商業施設の集積、公共交通等の円滑な移動の点から集約型の都市づくりを進めることを定めています。

続いて、立地適正化計画策定に伴う整合性の整理の2つ目として、将来都市構造の整理を行っております。スライドにもお示ししているとおり、岩国都市計画区域の将来都市構造の図になりますが、立地適正化計画において、新たな地区拠点として城下町、川下、南岩国と定めたことから、岩国都市計画区域マスタープランにおいても、城下町、川下、南岩国を新たな地域拠点として加えることとします。

立地適正化計画策定に伴う整合性の整理の3つ目として、愛宕山地区、黒磯地区の追記をしております。ここでは、立地適正化計画において、先ほど紹介した地区拠点の他に特定機能拠点として、医療、防災交流拠点に愛宕山地区、福祉、交流拠点に黒磯地区として定めていることから、岩国都市計画区域マスタープランについても合わせて、新たに追記しております。

続いて、主な変更点の2つ目として各事業との整合、その他項目の追記をご説明します。ここでは、例として主要道路の整備状況をご説明します。この度、県道岩国大竹線、通称森ヶ原バイパスが開通したことにより、事業中から改良済みへ変更、また藤生長野線、通称藤生長野バイパスを新たに都市計画決定したことにより、事業中区間として追加しております。

変更の手続についてですが、本審議会までに、素案の閲覧、説明会、公聴会、案の縦覧を実施しています。なお、公述の申し出を受け付けましたが、公述申し出書の提出は有りませんでしたので、公聴会は開催していません。また、案の縦覧についても意見書の提出はありませんでした。

今後の手続ですが、今回の都市計画区域マスタープランは県決定ですので、本日の審議会では委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、岩国市の意見を県知

事宛てへ回答します。その後、山口県都市計画審議会にて審議されたのち、国土交通大臣の同意後、告示となります。なお、告示の予定は12月です。

以上、諮問第20号岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに諮問第21号岩国南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑やご意見などをいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手の上お願いいたします。

○中村委員 まず審議資料6ページ目の産業規模についての表記ですが、これについて1次産業、2次産業、3次産業ということで人口構成されております。全部足すと100パーセントになるのですが、現在は第4次産業という、この中のどれにも当てはまらない職業というものもあり、情報通信サービスや知識集約産業といったものに現在でも就労されている方がいると思います。20年後とかのことを考えるのであれば、この表に第4次産業というものもあってよいと思うのですが。

○事務局 着座にて回答させていただきます。こちら、県が案を作って市に照会した際に、県内他の都市計画区域についても同じように見直しがされております。その中で区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針の項目の中に人口や産業規模、そして市街化区域の規模というものを明記する必要があるとなっています。産業規模については委員が言われたとおり、将来産業、将来推計で考えるのであれば、必要性があるという考えはもちろんあるのですが、比較対象としてあくまで現時点の内訳の指標を明記していると同っております。ですので、現時点に基づいた指標しか表記できていないということもありますので、ここから岩国だけ変更されることは無いのかもしれませんが、ご意見としてはお伝えすることは出来るかと思いますので、よろしくお願いします。

○中村委員 それから、審議資料10ページ目の後半部分に災害を軽減するための施設の整備状況や整備見込み、及び想定される被害を総合的に勘案し、居住や都市機能を誘導するとともに、既存住宅等の区域外への移転、誘導について検討するよう努めるとありますが、現時点でのそれらの地域については、ある程度のことは決められていると思いますが、整備状況によって変更があるという風に捉えられるのですが、この整備状況により区域の変化がある、というこの表記の部分で、区域を設定する必要があると思います。レッドゾーンについては示されていますが、その他についてはあまり示されていないものもあるかと思われます。その辺は県の方にご教授いただけるのか。

- 事務局 今頂きましたご意見につきましては、今後検討整理する過程において山口県の方と協議しながら、そういったことも検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 中村委員 次に、審議資料 22 ページの環境保全系統になります。これについて、最初の部分に錦川や小瀬川等の河川沿いの緑地を保全、創出するという風にあるのですが、これは河川法上の問題と絡むこととなると思うのですが、その辺の調整はこの表記で出来ているのか。
- 事務局 今頂きましたお話は、ある程度具体的な計画について、河川敷の区域のポイント的なところで、個別なお話や検討をさせていただくようなところになるかと思います。ここに示しておりますのは、方向性や基本的な方針を載せているということもございますので、今頂いたような内容につきましては、こういった基本方針を前提に極力その方針に基づくような形で対応していくことになるかと思います。
- 中村委員 次に、審議資料 26 ページの主要な景観の保全の創出の方針とあります。その 2 番目に歴史的な景観とかあるのですが、岩国市景観条例に基づき美しいまちなみを促進するとあり、また、錦川周辺の地区では、整備活用に向けた取組を進めるとあります。また、歴史的なまちなみが残る地区については、各種制度の活用に努めるとあるのですが、現在古民家の解体がかなり進んでおりまして、空地や現代風の民家が変わってきております。これら現在の条例とか方針では、保存は不可能であろうと思われる状態が現実にあるわけです。それについて、根本的な見直しが必要な時期にあると思うのですが、こういう形の方針だけで本当に良いのか、また実状に合わせた準備が必要なのではないかと思うのですが、この表記で良いのかという思いを抱いております。
- 事務局 市としましては、今ここにも示させていただいているとおり、景観の保全と方針については、特に今岩国一丁目、二丁目、横山地区等については、今回の立適の区域マスの位置づけとして、地区拠点としてこれらの地区が定められているという事で、そういった方向性において、まちづくりという観点からも景観なり、城下町地区としてのまちづくりを進めていきたいという思いもありますので、当然景観条例に基づいて、景観については建築申請なり、建物の申請が出る際にそういったところの協議をさせていただくことになっております。その過程で、市としては助成金によるまちなみ、景観に配慮した建物にさせていただくといった助成制度などを設けて、景観に配慮したまちなみになるように誘導する策等を考えており、そのように努めていきたいと思っております。

- 中村委員 次に、参考資料の 23 ページですが、その中の下水道について老朽化の耐震性の向上を図るという部分が削除されているのですが、削除された後にどのような方針等を定められるのか。これに代わる言葉がこの中にあるのかなというのがちょっとありました。
- 桑重委員 よろしいですか。その部分ですが、新の方の 1 番上の下水道及び河川の整備の方針の 3 つ目に繰り上がっているのではないですか。
- 塚本会長 そうですね。ありがとうございます。これが繰り上がっている事に対してご説明お願いできますか。
- 事務局 長寿命化計画、都市施設について道路であれば橋梁とか、下水道施設の長寿命化ということで、都市施設については基本的にライフサイクルコストを考えながら、経済的に施設を長持ちさせていきたいと思いますという考えになります。旧岩国都市計画区域マスタープランには長寿命化計画の策定に努めるということで、策定の方向性を記載しているのですが、それに加えて耐震化という考えを盛り込むという方針になっておりますので、変更前の内容よりかは強化する考えを示しているものになります。
- 中村委員 ありがとうございます。長寿命化計画の詳しいものを表記しているということでよろしいですか。
- 事務局 はい。
- 中村委員 それから、今言われた部分の右側になるのですが、水害、浸水被害を軽減するためとあるのですが、これは内水被害のことも指しているんですよね。
- 事務局 はい。そのとおりでございます。
- 中村委員 内水被害というものが問題になってからかなり経っているわけですが、この策定されている中でも改善されていないものも多いと思うのですが、その辺についてもこの内容で今後進めていくということでよろしいのでしょうか。
- 事務局 はい。浸水被害について万全の対策等がとられていないというのは、ご指摘、ご意見のとおりでございます。特に錦見地区、川下地区は土地が低く、内水のはけが悪いということもございますので、こういった岩国市の地形特性も含めて、これら雨水対策についてはしっかりと努めて参りたいというところでございます。
- 中村委員 それから、岩国南都市計画の参考資料 38 ページになるのですが、新旧対象表の中にレクリエーションエリアが新たに設定されていますが、このレクリエーションというのはどのようなものを想定したものでしょうか。
- 事務局 こちらは玖珂総合公園を示しております。

- 中村委員 そちらを新たにレクリエーションエリアとして指定して進めるといふことでよろしいですか。
- 事務局 レクリエーションエリアとして指定というよりは、今玖珂と周東で岩国市全体の地域拠点として位置付けられておりますので、そのエリアでの集約型まちづくりに寄与していくという意味で、レクリエーションエリアとして位置付けているということになります。
- 中村委員 次に、40 ページ、44 ページに公共交通機関について書かれていますが、岩国南では高齢化、過疎化が進んでおりまして、公共交通がだんだんと縮小しており、不便を感じている方がかなりおられます。その中で、利便性を求める交通機関が新たに復活するのか、また新たに制定されるのか、設置されるのか、というのが今後 20 年後に出来るのか、ということで 10 年 20 年というサイクルで考えるのではなく、短いサイクルで進めていかないといけないところもあると思うのですがどうでしょうか。
- 事務局 こちらに書いている内容は集約型まちづくりをやっていこうということで、現状においてはご意見頂いたように街中に出るのにも利便性が悪い、公共交通機関の便もない、というような内容になるかと思いますが、集約型まちづくりを進めるにあたって、そういったサービス機能の誘導や利便性の向上といった方針、考え方がございます。ですので、今お話頂いたようなこと、例えば玖珂周東であれば、防長バスとか、大きなバス会社の公共交通というのは、なかなか国道、幹線を通り抜けるだけですので、地域の中を走るバス、まさに地域交通バスが実状としてございます。現在、地域交通バスの使い勝手といいますか、便数が少ないとか、そういった不便であるといったご意見を拾いながら、公共交通機関の利便性を向上する方向で検討していく必要があると思っております。
- 中村委員 マスタープランとしては大事なことであるとは思いますが、10 年 20 年後を目指す過程で、ある程度の段階的な計画というものがあった方がいいのではないのかなと思いました。
- 塚本会長 その他ご意見、ご質問ございますでしょうか。
- 桑重委員 よろしいですか。岩国都市計画区域と岩国南都市計画区域の 2 つがあるわけですが、これらが 2 つに分かれている理由がよく分らないのですが、1 つにしてもよいのではないですか。だから、今後そういったことを考えていく事があるのか。例えば、玖珂や周東の人はあまり由宇に行く事はないのではないかなと思います。だけれども、由宇と通津とは分れている。そこは何故なのかなと思ひまして。
- 事務局 区域区分という考え方がございまして、今岩国市には都市計画区域を 2 つ持っておりますが、合併したことにより元々指定しておりました玖珂、

由宇、周東の都市計画区域を1つに統合して南岩国都市計画区域としております。少し話がずれるかもしれませんが、まず何故2つあるのかというところに注視して今回お話しいたしますと、この2つの都市計画区域の違いは、調整区域があるかないかという部分になります。旧岩国市を中心とした岩国都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域の2つの区域がございます。ご存知かと思いますが、調整区域は開発、建築がしにくい区域です。なぜ、それが岩国にはあって岩国南にはないのかというところでございますが、今回の都市計画区域マスタープランの最初にも書かれているかと思いますが、区域区分を定める理由としては、開発圧力が強い場合には街の集約というのはもちろんあるのですが、広大な区域全体に開発が行われない様に開発すべきところと開発すべきでないところを分けるようにしております。それがある程度の人口と開発圧力という部分を基準に考えております。ですので、岩国南都市計画区域は岩国都市計画区域に比べると、開発圧力、人口のボリュームが小さいため、岩国南都市計画区域については市街化区域と市街化調整区域に分ける必要はない。つまり、市街化調整区域にしまうと開発、建築制限が掛かってきてしまうのですが、それをするほどの開発圧力はないであろうという考え方から、これら2つの区域が分かれております。その考え方は現在でも適用されるので、現状この2つの都市計画区域を1つにする考えは持っていない状況となっております。

- 塚本会長 私の方からも補足いたしますけど、制度上のやむを得ない分け方になります。今言われたように、線引きをする都市計画区域と線引きをしない都市計画区域を制度上1つにすることができないようになっております。広島県東広島市は、合併前の各市町に都市計画区域があり、線引きされていた東広島市と黒瀬町は1つの都市計画区域になったのですが、他の線引きされていない町は別々の都市計画区域として存続しています。生活圏が一体かどうかということは全然考え方が違ったりするのですが、これに関しては今の制度の中ではやむを得ない形で2つに分かれているということです。

他にございますでしょうか。それでは、皆様のご意見もいただきましたので、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思います。最初にも申し上げましたが、これは岩国市の都市計画マスタープランを県の方で広域的に集約化されたものになります。それでは、このたび付議されました諮問第20号及び諮問第21号について支障ない旨を市長に答申することによってよろしいでしょうか。

- 審議会委員 異議なし。

- 塚本会長 ご異議がないものと認めます。よって、諮問第20号及び諮問第21号について、当審議会として支障ない旨を市長に答申いたします。

続きまして、日程第4 諮問第22号岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について、と日程第5 議案第38号岩国都市計画用途地域の変更について、日程第6 議案第39号岩国南都市計画用途地域の変更については関連がありますので、一括して審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

■諮問第22号

○事務局 ここから、区域区分の変更及び用途地域の変更について説明をさせていただきます。区域区分と用途地域については関連のある案件となりますので、まとめて説明をさせていただきます。最初に、諮問第22号の山口県が定める岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更から、説明させていただきます。

今回変更します土地利用に関する都市計画は、規模、内容、性格などにより県が決定するものと市町が決定するものとに分かれております。

これから説明します市街化区域と市街化調整区域を区分することについては県が決定し、用途地域については、市の決定となります。

市街化区域とは、優先的かつ計画的に市街化を促進する区域で、市街化調整区域とは、自然や農地等を保全し市街化を抑制する区域であり、都市計画においてもっとも開発の規制が厳しい区域です。

こちらは、岩国都市計画区域の区域区分、いわゆる線引きの現状です。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、つまりは市街地が郊外にどんどん広がっていくことを防ぐために、岩国都市計画区域の範囲である、岩国市の一部及び和木町を市街化区域と市街化調整区域の2つのエリアに区分しています。

岩国都市計画区域は、昭和46年12月に線引きを決定し、その後、5回の定期見直しのほか、2回の随時見直しを行っています。

では、区域区分の見直しの考え方についてご説明します。

区域区分の見直しの考え方については、都市計画法や同法施行令は基より、スクリーンにお示ししている国の都市計画運用指針に沿って進めることとしています。例えば、スクリーン上、アンダーラインでお示ししている、市街化区域に接する土地の区域について、土地利用の動向や基盤施設の整備状況を子細に検討し、小規模なものでも、市街化しているものは市街化区域に編入することが望ましいとされ、また、市街化区域縁辺部、幹線道路沿道など土地利用の変化が著しい地区については市街化の傾向が強まる兆しが見られた場合には、市街化区域に編入することが望ましいとされています。また一方で、災害のリスクのある土砂災害特別警戒区域等については、市街化調整区域に編入することが望ましいとされています。

それでは、まず、市街化区域へ編入する場合の基準について、具体的にご説明します。例えば、スクリーン上アンダーラインでお示ししている、すでに市街地を形成している区域や、市街化区域内の市街地と連担し、従来より建築物の立地している土地の区域、又は、都市計画法の手續等によって立地した建築物が存在する土地の区域、土地区画整理事業による開発区域、公有水面埋立事業による埋立区域などがあり、また、区域区分のための土地の境界は、原則として河川、海岸、崖等の土地の範囲を明示するのに適当な地形地物により定めることとしていますが、このような地形地物の変更に伴う区域を市街化区域に編入する場合の基準としています。

一方、市街化調整区域への編入、いわゆる逆線する場合の基準についてご説明します。スクリーン上、アンダーラインでお示ししている、計画的な市街地整備が見込めない区域で、既定の市街化調整区域に面的に接する土地の区域などがあります。さらに、市街化区域に含めない土地の区域についてご説明します。スクリーン上、アンダーラインでお示ししている、災害の発生のおそれのある土地の区域として土砂災害特別警戒区域などがあります。

それでは、今回区域区分を変更する箇所についてご説明いたします。

この度岩国市において市街化調整区域から市街化区域に編入することとしている2箇所の位置、及び市街化区域から市街化調整区域に編入することとしている1箇所の位置をお示ししています。図面上、緑色の線で囲まれた区域が、現在定められている市街化区域をお示ししており、赤色がこの度市街化区域に編入することとしている箇所、青色が市街化調整区域に編入することとしている箇所となります。なお、編入または逆線を分かりやすく表示するため、箇所の番号を、編入は四角で、逆線は三角で囲んでいます。

変更する箇所について、一覧表にまとめています。この度変更する面積としては、編入が2箇所で、0.04ヘクタール、逆線1箇所で0.45ヘクタール、差し引きした面積の0.41ヘクタールほど、市街化調整区域の面積が増えることとなります。

それでは、地区毎に変更内容と理由についてご説明します。前方のスクリーンをご覧ください。まず、1の南岩国町五丁目地区の市街化区域に編入することとしている地区について、そして、2の牛野谷町一丁目地区の市街化区域へ編入及び市街化調整区域へ編入することとしている地区を併せてご説明します。2地区とも、編入する変更基準の1（9）及び逆線する変更基準の2（5）区域区分の境界となっている地形、地物の変更に伴う区域に該当します。

まず、南岩国町五丁目地区についてご説明します。こちらは変更箇所の位置図になります。図面上側が広島方面、下側が由宇方面になります。今回

変更する箇所は、灘小学校のすぐ左下の赤丸で囲っている部分です。こちらが拡大した図になります。当該地区は、赤色の線で囲んでいる範囲で、灘小学校の西側に位置しており、市道整備により境界整理を行う地区です。編入する面積は 0.01 ヘクタールです。

次に牛野谷町一丁目地区についてご説明します。画面右側が門前方面で左側が玖珂方面となっています。今回変更する箇所は、画面中央、岩国市民球場のすぐ下になります。こちらが拡大した図になります。当該地区は、岩国市市民球場の南側に位置しており、赤色の線で囲んでいる範囲を編入し、青色で囲んでいる範囲を逆線するものです。県道整備により境界整理を行う地区です。面積は編入 0.03 ヘクタール、逆線 0.45 ヘクタールです。

■議案第 38 号、議案第 39 号

続いて、岩国市が定める議案第 38 号岩国都市計画用途地域の変更、及び議案第 39 号岩国南都市計画用途地域の変更についての説明をさせていただきます。

まず、用途地域についてご説明させていただきます。用途地域とは、都市計画法で定める地域地区の 1 つです。地域の特性に応じて建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを規制することにより、居住環境の保全、商工業などの経済活動の効率化を図るなど、都市のあるべき土地利用を実現するために定められるものです。都市における住居、商業、工業といった土地利用は、似たものが集まることによって、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができます。異なる土地利用が混ざると、互いの生活環境や業務の利便性や効率が悪くなることも予想されます。用途地域は、地域の特性に応じて住居系、商業系、工業系など 13 種類の用途に区分し、それぞれの目的に応じて指定されます。建てられる建物の種類や建て方のルールを決めることによって、長期的な視点で地区の環境を整えていく制度が、用途地域です。13 種類の用途地域には、用途地域に応じて建築できる建物の制限が決められています。今回の用途地域の変更は、岩国都市計画区域の区域区分の変更に伴う変更 2 ヶ所、岩国南都市計画区域で 1 ヶ所あります。

まず、岩国都市計画区域の用途地域の変更についてご説明します。先ほどご説明しました、区域区分の変更に伴い、用途地域の変更を行います。変更箇所は 1 の南岩国五丁目と 2 の牛野谷町一丁目の 2 箇所です。

次に、それぞれの地区について説明します。まず、南岩国町五丁目地区についてご説明します。区域区分の変更に伴うものであり、変更する箇所は、灘小学校のすぐ左下の赤丸で囲っている部分です。赤の線で囲った範囲が、今回市街化区域に編入される区域です。区域区分見直しでもご説明しましたが、この区域は、市道の整備がなされていることにより、地形地物の整理と

して変更を行うものです。こちらが拡大した図面となります。赤で囲った約 0.01 ヘクタールは、現在市街化調整区域であり、用途地域の指定はありません。次に変更後の用途地域を重ねた図面になります。市街化区域の編入に伴い、周辺と同じ第一種住居地域に指定します。なお、変更後の建ぺい率は変わりませんが、容積率が 100 パーセントから 200 パーセントとなります。

次に牛野谷町一丁目地区についてご説明します。こちらも区域区分の変更に伴うものであり、変更する箇所は、画面中央、岩国市市民球場のすぐ下になります。赤で囲った範囲が変更する区域となりますが、先程区域区分でもご説明したしましたが、県道岩国玖珂線北側道路線を地形地物の境として変更しており、牛野谷町一丁目地区は、市街化区域への編入と市街化調整区域への編入、いわゆる逆線を行う地区となっておりますので、それぞれの用途地域の変更についてご説明します。

こちらが牛野谷町一丁目地区の拡大図になります。まず、赤線内の無着色の箇所が現在市街化調整区域となっており、編入後周辺の用途地域に合わせ第一種住居地域へ変更します。次に、赤線内の黄色で着色している箇所ですが、こちらは現在第一種住居地域となっており、区域区分の変更で逆線を行うことに伴い、用途地域の指定を外します。こちらが変更後の図面となります。なお、変更後の建ぺい率については、編入、逆線ともに変わりませんが、容積率については、編入箇所が 100 パーセントから 200 パーセントに、逆線箇所が 200 パーセントから 100 パーセントに変更となります。

次に岩国南都市計画区域の変更についてご説明します。岩国南都市計画区域における用途地域の変更は、玖珂町瀬田地区の 1 箇所を考えております。今回の玖珂町瀬田地区の変更は、用途無指定地域、いわゆる用途白地地域から新たに用途地域を指定するものです。今回の変更は道路付け替え工事に伴う変更となります。現況を道路に合わせ用途地域を指定しているため、変更後も道路にそそえ変更します。

こちらは、今回変更する玖珂町瀬田地区の位置図になります。画面上側が玖珂駅方面、下側が柳井方面になります。画面中央が玖珂インターチェンジとなります。今回変更する箇所は、玖珂インターチェンジから右下にあります、瀬田工業団地に隣接する箇所となります。変更箇所は赤丸で囲っている箇所です。

こちらが今回変更する玖珂町瀬田地区の図面になります。当地区は、市道の付け替え工事に伴う用途地域の変更となります。現状の市道はスライドの図面上の緑色の線で示しているとおりです。この度道路の付け替えが行われることで、スライドの赤色の線のとおり変更されます。この度の変更により、約 0.09 ヘクタールの用途白地地域を変更したいと考えております。こちらが

変更後の図面です。今後の土地利用の方針に合わせて、用途白地地域から工業専用地域へ変更を行います。なお、変更後の建ぺい率については、変わりませんが、容積率が 100 パーセントから 200 パーセントに変更されます。

今回の都市計画の変更内容をまとめた一覧表です。お示ししている 3 箇所について、都市計画の用途地域を変更します。個別の内容については、説明したとおりです。

最後に、都市計画変更に伴う手続について、ご説明いたします。諮問第 22 号の区域区分の変更と議案第 38 号及び議案 39 号の用途地域の変更について、まとめて説明させていただきます。本日お示しした都市計画の変更素案は、都市計画区域マスタープランに合わせて閲覧、説明会及び公聴会、並びに縦覧を行っております。公聴会は、公述申出書の提出がありませんでしたので開催しておりません。縦覧につきましても、意見書の提出はありませんでした。縦覧の後、区域区分の変更については、山口県決定となりますので、本日の審議会で委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、岩国市の意見を県知事宛てへ回答します。その後、山口県都市計画審議会にて審議されたのち、国土交通大臣の同意後、告示となります。なお、告示の予定は 12 月です。用途地域の変更については、岩国市決定となりますので、今回の審議会にて適当と認められれば、県知事への協議を経て、決定の告示を行う予定としています。

以上、諮問第 22 号岩国都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更と、議案第 38 号岩国都市計画用途地域の変更、及び議案第 39 号岩国南都市計画用途地域の変更について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 塚本会長 ありがとうございます。最初の岩国都市計画区域については、先程も少しありましたが、市街化区域と市街化調整区域という線引きと市街化区域に入れば用途地域をかけなければならない、外せば用途地域を外さなければならないという事で、事実上一体に説明されたという事です。そして、最後に説明された南岩国の方は線引きがございませんので、純粹に用途を追加するという事で、そういった内容でございました。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑やご意見などをいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手の上お願いいたします。
- 桑重委員 審議資料の 71 ページ目で牛野谷地区についてですが、右側の緑の部分についても新しい道路にかかっているように思うのですが、昔線引きしたところを都市計画道路に合わせたりすると、そういった所がものすごくたくさん出てくると思います。ですので、1 箇所はやって他の所は変更しないのは何故なのかな、と単純に疑問に思うのですが、おそらくこういった所が

あちこちにあるのであれば一斉にやればよいのではと思うのですが、ここだけやるのは何故ですか。

- 事務局 現在緑で示している、第一種中高層専用地域になる部分が牛野谷線にかかっているということで、今ご指摘頂きましたように一斉に行えばよいのでは、という事ですが、今回整理した箇所につきましてはご要望があった箇所になっており、先程ご指摘頂いた箇所等についても今後整理していく必要はあると考えてはおりますが、例えば緑の三角部分でいえば、現状変更することが難しい状況となっておりますので、地形地物などで残ったところを慎重に個別の箇所ごとに取り扱いをしていきたいと思っております。
- 事務局 補足いたします。確かに委員がおっしゃられますように、こういった都市計画道路を計画したときに、合わせて線引きの変更を行っておくということはごもっともであると思います。しかしながら、このときの都市計画道路として整備しようとするタイミングと区域区分を見直すタイミングがずれていたということで、変更に合わせて見直しができなかったという状況もございます。また、ここについては、年度は忘れましたが結構前に都市計画決定しております。岩国市でも、白地のところになります、図面でいうと北側の所、地権者さんの方へ実はあたっております。市街化区域にすると土地利用の幅は広がりますが、税金等の負担というものも増えてきます。そういったことから、地権者さんへご意向を一度伺ったことがございます。ですが、地権者さんの意向としては、ここは山の部分になりますし、道路の法になっているということで、利用する意思がないということから、現状のままということになっております。先程説明いたしましたが、道路を越えて緑の第一種中高層専用地域が入っているところですが、道路と一緒にやっていれば無かったのですが、現在ここは土地利用がはかられております。そういったところもございますので、ここを調整区域に逆線するということは非常に困難であり、地権者さんの思いもありますので難しいと捉えております。なら、ここだけ市街化区域として残せばよいのか、となると先程の市街化区域のルールとして、飛び地は作りませんので、そういったことから今後の土地利用は市街化区域のままで土地利用の方針は変えないという事になります。
- 塚本会長 よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。
- 安本委員 57 ページになるのですが、当初線引きの際に市街化区域と市街化調整区域で、通常当初を考えればこういった歪な形にはならないと思うのですが、その時点ではそれなりの理由があったのでしょうか。
- 事務局 当初の地形なり地物の確認ができていないという部分もあるのですが、当時は今の境が地形地物として捉えられていたのではないかと思います。造成がされた後か前かは分りませんが、それに加えて道路が直線に出来

たという事になりますので、結果的に当時と今の地形の変化によりこういった整理を行いたいという事であります。

○塚本会長 その他ございますでしょうか。無いようでしたら、皆様のご意見もいただきましたので、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思います。この度付議されました諮問第 22 号について、支障ない旨を市長に答申することによってよろしいでしょうか。また、議案第 38 号及び議案第 39 号について原案のとおり可決決定する旨を市長に答申することによってよろしいでしょうか。

○審議会委員 異議なし。

○塚本会長 ご異議がないものと認めます。よって、諮問第 22 号について当審議会として支障ない旨を市長に答申いたします。また、議案第 38 号並びに議案第 39 号について、当審議会として原案のとおり可決決定した旨を市長に答申いたします。

続きまして、日程第 7 議案第 40 号岩国南都市計画特定用途制限地域の決定についてを審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

■議案第 40 号

○事務局 議案第 40 号岩国南都市計画 特定用途制限地域の決定について説明させていただきます。

これからご説明する内容は、岩国南都市計画区域のうち、用途地域の指定が無い、用途無指定地域において、無秩序な市街地の拡大を抑制する為に、床面積 3000 平方メートルを超す店舗等の建築を規制する特定用途制限地域を定めるものです。なお、先に審議した区域マスタープランの改訂、区域区分及び用途地域の変更の説明の中で、区域区分や用途地域に関する、現在の市及び県の考え方についてすでに述べましたので、重複する内容は省略して説明させていただきます。

初めに、特定用途制限地域を決定する範囲ですが、岩国市内には、岩国都市計画区域と、岩国南都市計画区域の 2 つの都市計画区域があり、今回、特定用途制限地域を定めるのは岩国南都市計画区域になります。岩国南都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域の区分がない非線引き都市計画区域です。この区域内に、用途地域の指定がある地域と、用途地域の指定が無い地域があり、用途地域の指定が無い地域は、用途無指定地域、又は用途白地地域と呼ばれています。特定用途制限地域の決定は、この用途白地地域に対して行うものです。

岩国南都市計画区域の概要について、地図を使ってご説明します。青色の線で囲まれた範囲が岩国南都市計画区域です。図の中で、黄色や赤、青などの色分けがある部分が、用途地域の指定がある地域です。用途地域とは、用

途の違う建物の混在を防止し、土地の合理的な利用と良好な都市環境の整備を図るために定めるもので、市街地に、住居系、商業系、工業系など、13種類の用途を定めるものです。一方で、色の塗られていない部分は、用途白地地域です。用途白地地域が都市計画区域の大半を占めていることがお分かりいただけると思います。

次に、岩国南都市計画区域の現状と課題についてご説明します。岩国南都市計画区域の内、用途地域の指定がある区域内では、住環境の保全、商業、工業などの経済活動の効率化を図るために、建築できる建物の用途や、建ぺい率、容積率が指定されています。一方で、用途白地地域においては、様々な用途の建物の建築が認められており、用途地域内と比べると、規制が緩やかです。用途白地地域におけるまちづくりの課題として、市街地の周辺で散発的な住宅地の開発が起きることによる市街地の拡大、また、それに伴い、住宅地と農地が混在し、良好な営農環境が損なわれる状況が起きていること。白地地域の住環境、営農環境に影響を与え得る、工場や大型商業施設の新たな進出が懸念されること。などがあります。

市の都市計画の基本的方針を示した岩国市都市計画マスタープランの中では、用途白地地域について、無秩序な開発を抑制し、優良な農地の保全による営農環境を適切に維持する、既存集落の居住環境の改善等による集落の活力維持、農地と住宅が共存できる環境づくりを目指す方針が示されています。

今回の決定案と、岩国市のまちづくりの方針についてご説明します。岩国市都市計画マスタープランの中で、都市づくりの課題として、少子高齢化と生産年齢人口の減少による地域の活力低下の懸念、及び効率的な行財政運営と投資による持続可能な社会資本の整備の必要性から、集約型都市構造への転換を目指すことが示されています。

岩国市では、集約型都市構造への転換のために、岩国市都市計画マスタープランの実現ツールである岩国市立地適正化計画を令和2年3月末に公表しました。立地適正化計画の策定の背景として、今後、人口減少と少子高齢化により、都市の拠点であるべき市街地に空き地や空き家が増加するまちの空洞化が進行すること、それに伴い、公共交通ネットワークの衰退、公共施設の維持管理が困難になるなど、市民生活に様々な影響が出ることが懸念されています。このことから岩国市立地適正化計画の中で、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた誘導施策の1つとして、非線引き都市計画区域の用途白地地域においては、特定用途制限地域の決定等を行い、にぎわい居住区域内外や用途地域内外における開発誘導、抑制を目指すとしています。

特定用途制限地域は、用途白地地域の市街地の拡大を抑制する具体的な都市計画の手法として決定するものであり、都市計画マスタープラン、及び立

地適正化計画の目標とするまちづくりの方針と整合するものです。これらの課題について、市では、新たな土地利用規制の手法を検討するために、平成28年度から令和元年度までの間、現況の調査および新たな規制内容等に関する検討を行ってきたところです。今回新たに決定しようとする特定用途制限地域の内容は、この調査、検討を経て、岩国市が都市計画の案を作成したものです。

都市計画決定の案の概要について説明します。特定用途制限地域を定めようとする目的ですが、岩国南都市計画区域の用途白地地域において、無秩序な市街地の拡大を抑制するために、集客力の大きい施設の立地を制限するものです。範囲は、岩国南都市計画区域の用途白地地域全域、約14,057ヘクタールです。現在、用途白地地域では、10,000平方メートルを超す店舗等の建築がすでに規制されていますが、今回決定する計画によって、床面積3,000平方メートルを超す店舗等の建築が規制されます。なお、制限する建築物の用途としては、店舗等のみであり、工場、倉庫等に関するもの、遊戯施設等に関するもの、ホテル、旅館に関するもの、事務所等に関するものなどについて、新たな規制を設けるものではありません。

今回、規制する店舗の床面積を3,000平方メートルとした理由について説明を補足します。現在、用途白地地域では床面積10,000平方メートルを超す店舗の建築が規制されていますので、特定用途制限地域の指定後は、現在よりも規制が厳しくなります。用途白地地域における現況の調査の結果、現状で、用途白地地域内に立地する店舗は全て3,000平方メートル以下であり、最も大きい店舗でも、床面積1,500平方メートル弱の食料品スーパーです。このことから、現在営業中の用途白地地域内の店舗に、今回新たな制限がかかることはありません。また、現在用途白地地域内に立地している最も大きい店舗の、倍程度の規模の店舗までは、これまで同様に進出することが可能です。また、13種類ある用途地域の規制内容と今回の規制内容を照らしあわせた場合、床面積3,000平方メートルを超える店舗の立地を制限する建物用途の指定内容は、第一種住居地域の規制内容と同等であり、この第一種住居地域は住居の環境を守るための地域として位置付ける用途地域です。用途白地地域においては、今後も、良好な住環境および農地を保全しながら、日常生活に必要な店舗の維持や進出を可能にするために、第一種住居地域と同程度の規制が適当と考えていることから、今回の決定案を作成しています。

次に、建築条例の制定について説明します。特定用途制限地域の決定にともない、制限される建築物の内容、罰則等について、建築基準法の規定に基づき、岩国市が新たに条例を定めます。今年度、都市計画決定の手続きと並行して、条例の案を作成し、都市計画の決定告示と同時期に、議会の議決を

経て、条例を公布したいと考えています。条例公布後、約3か月の周知期間を経て、条例を施行する予定としています。

最後に、今回の都市計画決定に伴う手続についてですが、昨年10月24日、25日、26日の3日間、特定用途制限地域の素案を地域住民の方にお示し、意見を伺う、意見交換会を開催しました。意見交換会を開催した後、都市計画決定の素案を作成し閲覧に供しました。閲覧期間中の、4月4日、7日、9日の計3回、説明会を開催しました。なお、閲覧期間中、公述の申し出はありませんでしたので、公聴会は開催していません。次に、都市計画の決定案を8月25日から9月8日までの間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

今回の特定用途制限地域の決定は岩国市決定ですので、本日の審議会の後、委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、山口県知事へ都市計画の案の協議を行い、本年12月中に決定の告示を行いたいと考えています。

以上で、議案第40号についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

- 塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑やご意見などをいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手の上お願いいたします。
- 桑重委員 84ページ目になります。表の中に延床面積が3,000平方メートルを超える店舗等とありますが、この店舗等の中に工場やホテルは含まないということは口頭ではあったのですが、条例などで決められたものはありますか。そういったものがないと、等にはものすごくたくさん解釈がありますので、そこら辺はきちんと整理された方がよいかと思います。
- 事務局 表記がわかりにくいということでご意見頂きました。大変申し訳ございません。店舗等ということで、お店とか商業系の店舗を指しております。用途の区分けとして、遊戯施設や工場、倉庫のような用途と対立した表現で示されておりましたので、大変わかりにくかったということで大変申し訳ございませんでした。
- 事務局 ただいま検討、準備しております条例の条文では店舗等が何を指しているのかということは明記することとしております。できましたら、パンフレット等にも同じように明記しようと考えております。
- 事務局 説明の中の補足をさせていただきます。玖珂、周東における白地地域というのは、山林以外部分の大半が農振、農用地に指定されておまして、良好な農業環境を保全していく、という位置づけになっております。そういったところに都市的な利用としての3,000平方メートル以上の店舗は望ましい、という考え方はしておりません。ちなみに、3,000平方メートルという規

模感を一例で申し上げますと、玖珂にありますアルクが 2,500、2,600 平方メートルぐらいになります。この辺りでいいますと、通津のマックスバリューが 3,000 前後ぐらいです。それぐらいのかなり大きな規模で、身近な所にあるマルキューさんやアルクさん、中央フードさんは 2,000 あるかないか、むしろないぐらいの店舗面積になります。ですので、3,000 平方メートルというのは、玖珂、周東においてはビッグさん以外にございません。

○桑田委員 規模感はわかりました。意見交換会が 10 月にあったということなのですが、そこでのご意見等ありましたら教えてください。

○事務局 特段のご意見はありませんでした。

○細見委員 これだけ広大な面積の中に 3,000 平方メートル以上のものがくると、まちなみや景観といった様々な観点からよくないというお話でしたけど、消費者にとっては新しいお店で広大な面積の中で、今もビッグなんかもお客さんも多いですし、消費者にとってはもう少し大きな企業が来ると、選択肢も増えて、お店もスケールメリットがでてこないと、これから競争に太刀打ちできないような気がする訳です。それが地域住民にとってプラスになるのかそうでないかが甚だ疑問ですけど、当局のお考えをお聞かせください。

○事務局 そういったご意見を説明会ではありませんでしたけど、色々な所でお話がありました。自由な土地利用ができないではないか、というお話もありまして、個人財産の利用、という観点もございすけど、一番大きいのは今後人口減少社会において、集約型の都市構造を目指していくという考え方、これは将来人口が減っていくことによって市の財政も当然疲弊してきます。税金等も減ってきて維持管理費に回していくことが困難になってくるのが、かなりの確率で想定されます。そういった中で白地地域において、新たな 3,000 平方メートルを超えるような店舗を造ると、周辺の土地利用に多大な影響を及ぼします。と言いますのは、やはりそういうものが白地地域、農振、農用地に造られれば、当然道路の整備、上下水道の整備、住宅開発、こういったものも進んでいきます。いわゆる市街化が拡大するという考え方になって参りますので、やはり 3,000 平方メートルを超えるものについては、周囲の土地利用環境に多大な影響を及ぼすということで、今回制限をさせていただこうと考えております。例えば、イケアさんとか、コストコさんとか、こういった大型店舗が来たらどうするのか、というお話もありました。やはりそういった市の活性化という観点で考えたときに、決して否定するものではありませんけれど、これは個人の土地利用の範囲という訳ではなく、市全体として考えていかなければいけないという風に思っておりますので、仮にこういったものが進出ということになれば、インフラの整備等含めて計画的にやっていく必要があると考えておりますので、そういうときには個人の土地

利用の自由意思というものではなくて、市も含めて全体で考えていくということが必要であると考えております。ですから、個人の土地利用、権利という観点から言うと全体の今の状況を見渡しますと、3,000平方メートルでラインを引かせてもらうことが適当ではないかと考えております。3,000平方メートルを超えるものであれば、用途地域内、一種住居地域、二種住居地域、商業地域、こういったところで10,000平方メートル、また場合によっては10,000平方メートルを超えるものを計画していただきたいと考えております。

○塚本会長 よろしいでしょうか。

○細見委員 反対をしようとしているわけではないんですけれど、社会資本の整備、上下水の整備や道路の整備というのは業者さんもおられるし、今後仕事の発注とかおいおいやっていけばいいという風に聞こえます。やはり玖珂、周東地区は高速道路も通っていて、むしろ旧市街地よりもあちらの方に市街地を創った方がいいと考えている人もいます。ですので、大型店舗が来て、地域住宅、固定資産とかを考えると、市の将来性の芽を摘むような気がするのですが。全体を一度に3,000超えてはいけません、とするのではなくて、ある一部は安い地価で資本投資して、どんどん街並みが形成されていって、高速道路の近くであるとかして、街が生き残る1つの方法が必要かなと思いましたので、意見として述べさせていただきます。

○塚本会長 それでは、皆様のご意見もいただきましたので、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思います。この度付議されました議案第40号について、原案のとおり可決決定する旨を市長に答申することによってよろしいでしょうか。

○審議会委員 異議なし。

○塚本会長 ご異議がないものと認めます。よって、議案第40号について、当審議会として原案のとおり可決決定した旨を市長に答申いたします。

ここで、10分の休憩を入れたいと思います。再開は14時55分です。

【休憩】

○塚本会長 休憩前に引き続き、審議を再開します。

続きまして、日程第8議案第41号岩国都市計画下水道の変更についてを審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

■議案第41号

○事務局 議案第41号岩国都市計画下水道の変更について説明いたします。参考資料にあります岩国都市計画下水道の変更についての概要版は地元への説明用に回覧したものになります。これからの説明と合わせてご覧いただけたらと思います。では、説明に入らせていただきます。

岩国市の都市計画における下水道計画は、昭和 33 年に都市下水路として岩国駅周辺の区域を計画決定したことから始まり、その後、下水道事業の進捗に合わせ、随時、排水区域が拡大されてきました。下水道計画は現在、公共下水道として、旧市内においては、一文字処理区、尾津処理区と決定されており、この度、説明させていただく新港地区は、一文字処理区に該当します。その内の、緑色の区域は、優先して下水道の整備を行っている区域としております。

次に、公共下水道について説明します。公共下水道には、汚水と雨水を合わせて処理する合流式と、別々に処理する分流式に分けられます。新港地区は、分流式になります。また、汚水処理については、先ほど申しましたように、排水区域を設定した複数の処理区が存在し、それぞれの処理区に処理場を設け、そこに汚水を集約、処理する計画としています。雨水処理については、さらに細分化された区域で、市内 10 箇所にポンプ場を設け、そこに雨水を集約し処理する計画となっています。

次に新港地区における下水道計画について、説明させていただきます。現在の計画は、平成 4 年に下水道区域を拡大した際に都市計画決定されたものです。図は現在の新港地区における下水道の区域図になります。左の図が雨水排水計画、右の図が汚水排水計画です。汚水は港南橋を通過し、一文字終末処理場にて処理を行い、海に放流しています。また、雨水は新港ポンプ場によって排水を行なう計画となっています。

ここから、この度の下水道計画の変更について、説明させていただきます。変更の経緯ですが、現在、新港地区では、岩国港臨港道路整備事業が計画され、事業が進められています。この道路計画の影響により、雨水処理施設として計画していた新港ポンプ場の敷地の確保が困難になったため、新港地区における雨水排水計画を見直すことにしました。

現在計画されている新港ポンプ場の概要を説明させていただきます。左の図の赤い枠内が新港ポンプ場が受け持つ区域になります。約 400 平方メートルの土地を確保し、その敷地を新港ポンプ場とし、排水区域内の雨水をポンプ場に集め、海に放流をする計画になっています。

次に、現在の計画を見直した変更案を説明させていただきます。当初、計画していたポンプ場の、敷地の確保が困難になったことから、省スペースでも処理が可能になる案を検討しました。省スペースとなる構造として、地表に建築物を設けず、地下に大型のマンホールを埋設し、その中にポンプを設置するマンホール形式ポンプ場があります。マンホール形式ポンプ場は、平成 21 年に設置基準が新しく設けられ、小規模な排水区域においては、地下にポンプを設けられることから、省スペースで、建設費用や維持費用が低コス

トになるなどのメリットがあります。しかし、その構造から当初計画の排水量を処理できるポンプの設置が難しいため、変更案では、排水区域を2分割し、2箇所ポンプを設け、1箇所当たりのポンプが受け持つ排水量を減らすことによって、マンホール内にポンプが収まる構造にします。そうすることにより、2箇所のポンプ場を合計した吐出量も、従前の計画と比較しても同等以上のものになっています。具体的な数値等はお手元の参考資料岩国都市計画下水道の変更についての概要版に記載していますので、ご参照ください。

こちらは、計画ごとのモデル図になります。上の図は、当初計画のポンプ場を建設し、処理する形です。下の図は、変更案である、地下にポンプを設けた場合となります。両モデル共に、雨が降った際に、側溝などによってポンプ施設に雨水が集められ、一定量の水量に達するとポンプにより排水する形態になっていますが、変更案では地下構造物となるため、地表面は道路等への利用も可能です。

次に都市計画上での取り扱いについて説明させていただきます。先ほどの説明にありましたように、当初計画である新港ポンプ場がマンホール形式ポンプ場に形状が変わります。都市計画決定を行うポンプ場は、都市計画運用指針において、ポンプ場については、マンホール形式等簡易なものを除いたものを定めることとするとあり、この度の変更でマンホール形式になる新港ポンプ場は都市計画決定の対象外になります。このことから都市計画決定が不要になった新港ポンプ場を廃止することにします。議案であります計画書においては、計画の廃止ということで、新港ポンプ場の項目が消えますが、区域面積など、ほかの変更点はありません。

変更の手続きについてですが、本審議会までに、地元説明、案の縦覧を実施しています。本議案は計画対象の区域が狭く、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から、説明会は開催せず、概要資料を地元回覧することにより周知を行っています。なお、公聴会の申出、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

- 塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑やご意見などをいただきたいと思います。どなたからでも結構です。挙手の上お願いいたします。
- 大西委員 建設費が安くなるという事ですが、どのぐらいの軽減になるのかお尋ねします。
- 事務局 下水道課です。元々計画していたポンプ場ですが、一応想定では5億円するものでしたが、今2箇所のポンプ場ということで、合わせて1.2億円ぐらいに軽減が計れるという試算になっております。

○塚本会長 他にございますでしょうか。それでは、皆様のご意見もいただきましたので、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思います。このたび付議されました議案第 41 号について、原案のとおり可決決定する旨を市長に答申することによってよろしいでしょうか。

○審議会委員 異議なし。

○塚本会長 ご異議がないものと認めます。よって、議案第 41 号について、当審議会として原案のとおり可決決定した旨を市長に答申いたします。

続きまして、日程第 9 議案第 42 号並びに、日程第 10 諮問第 23 号岩国都市計画道路の変更についてを審議したいと思います。この 2 つは関連がありますので一括して審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

■議案第 42 号、諮問第 23 号

○事務局 議案第 42 号臥竜橋通り線、他 4 路線にかかる岩国都市計画道路の変更、及び、諮問第 23 号錦城橋線にかかる岩国都市計画道路の変更について関連がありますので、一括して説明させていただきます。

始めに、本市全体での、都市計画道路の見直しについて、説明を行い、次に、路線ごとに都市計画の変更案について、ご説明し、最後に、都市計画変更手続の流れについて、説明させていただきます。

はじめに、本市全体の都市計画道路の見直しについて、説明をさせていただきます。

都市計画道路は都市の骨格を形成する重要な都市施設の 1 つであり、円滑な都市交通と良好なまちづくりを実現するために、都市計画法に基づき位置づけられている道路です。都市計画道路の計画区域内では、将来の整備を円滑に行うため、建築物を建てることに対して一定の制限が課されています。

本市における都市計画道路の現状についてですが、ご覧頂いている図は、岩国市で計画決定されている都市計画道路を地図上に示したものです。青のラインで囲まれた範囲が都市計画区域で、赤のラインが都市計画道路です。現在、岩国都市計画区域内に 47 路線が決定されています。

これら都市計画決定されている 47 路線の整備状況ですが、岩国市における都市計画道路の整備率は 約 38 パーセントとなっており、山口県全体の整備率約 62 パーセントに対し低い値となっています。要因としては、長期にわたって未着手の路線が数多く存在していることが挙げられます。

都市計画道路見直しの背景ですが、今回見直しを行う 5 路線も含め、決定から長い期間が経過した都市計画道路が多く存在しています。これらの都市計画道路が決定された時点では、人口増加、市街地の拡大が予想されていましたが、近年、人口が減少に転じ、市街地の拡大が収束していることなど、社会情勢が大きく変化しています。これに伴い、計画決定当時と現在で、都

市計画道路の必要性に変化が生じていることから、廃止を含めた都市計画道路の見直しに着手しています。

これまでの都市計画道路の見直しの流れについて、ご説明します。本市では、平成 26 年度から都市計画道路の見直しに着手しています。平成 26 年時点では、昨年（平成 31 年 2 月 19 日）に新規で都市計画決定された藤生長野線が含まれていませんので、検討対象路線は 46 路線です。最初に見直し基本方針を策定し、これに基づき見直しを行いました。その中で、道路整備の優先度評価を行い、最終見直し素案を作成しました。次に、最終見直し素案について、パブリックコメントを実施し、見直し案を作成しております。

こちらが、本市の都市計画道路見直し案の全体図です。青色が存続案、黄色が変更案、赤色が廃止案を示しています。見直し対象の 46 路線中、一部廃止を含む廃止案が 14 路線、変更案が 4 路線、合計 18 路線を見直し対象としています。こちらが市街地周辺部を拡大表示したものです。昨年の 2 月には御庄地区にあります、柱野大竹線他、計 3 路線について、一部廃止等の都市計画の変更を行いました。地区毎に見直し作業を進めている中で、今回は、岩国、横山、錦見、川西地区において見直しの作業を行っており、今回、都市計画の変更についてお諮りするものです。

次に、今回の変更案の内容について説明させていただきます。こちらが今回見直しを行う地区の拡大図です。見直しを予定している、都市計画道路について、現在の決定状況をお示しします。緑色で示しています岩国千石原線、黄色で示しています横山川西線、水色で示しています欠口錦帯橋線、紫色で示しています関所山錦帯橋線、そして、オレンジ色で示しています臥竜橋通り線、以上 5 路線となります。

当初の都市計画道路の決定の経緯ですが、横山地区、川西地区の、岩国千石原線と横山川西線は、都市計画道路の一部が県道であるため、山口県が都市計画決定しています。次に、岩国地区、錦見地区の、欠口錦帯橋線と関所山錦帯橋線、及び、臥竜橋通り線は、岩国市が都市計画決定しています。これらの都市計画道路は、昭和 30 年及び昭和 34 年に都市計画決定されています。

次に、決定当初の目的です。まず、横山地区、川西地区で、変更予定の都市計画道路については、錦帯橋周辺の観光ルート確保のため、また、岩国地区、錦見地区で、変更予定の都市計画道路については、錦帯橋周辺の観光ルート確保のため、及び、本市の消費の中心であった商業地域へのアクセス確保のためとなっています。

次に、今回変更を行う理由と背景についてですが、大きい理由である、将来交通需要の減少、土地所有者への建築制限、代替路線となる路線の状況、錦帯橋周辺の街なみの保存の4つについて、説明します。

1点目に、将来交通需要の減少についてですが、地図とグラフを使ってご説明します。地図上の黒丸の場所について、現在と将来の1日あたりの交通量を比較した結果を示しています。棒グラフの赤が現在の交通量、青が令和12年の将来交通量となっています。

例えば、横山側の県道新岩国停車場線、通称錦帯橋いざない街道の場所では、赤のグラフが47という数値になっており、現在、1日あたり4,700台の交通量があることを示しています。同じ場所の令和12年の将来交通量は青のグラフで20という数値になっているように1日あたり2,000台の交通量があり、現在の交通量と比較して減少していることがわかります。

同様に他の黒丸の場所の、現在の交通量と将来の交通需要を比較すると減少傾向にあります。画面右側、錦川の土手沿い市道にあります、水道局の錦見ポンプ場近くの地点については、5,400台から6,600台に僅かに増加となっておりますが、これは、画面上に水色の点滅でお示ししている、都市計画道路、山北牛野谷線が整備された想定で将来交通量を予測しているためであり、全体としては、将来交通需要は減少傾向となっております。

次に、2つ目の理由として土地所有者への建築制限についてですが、都市計画道路の区域内では、将来の整備を円滑に行うため、道路計画区域内での建築行為に対して一定の制限が課されています。建築制限の内容として、都市計画道路区域内において建築物の建築をしようとする場合は、都市計画法に基づく許可が必要となります。許可の基準は、階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと、かつ、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など、容易に移転、除去ができる構造であることとなっており、鉄筋コンクリート造りの建物や、三階建て以上の建物などは建築できません。長期未着手の都市計画道路の道路計画区域がかかっている場所では、土地所有者の方に、長期間わたってこれらの建築制限および負担をかけ続けている状態となっております。

3点目に、代替となる路線の整備状況についてです。錦帯橋周辺へのアクセス道路として、現在整備されている主要な道路をお示しします。国道として、緑色でお示ししている、国道2号があります。次に、青色でお示しているのが県道で、新岩国停車場線、通称錦帯橋いざない街道、そして藤生停車場錦帯橋線です。次に、茶色でお示ししているが、市道で、横山10号線、錦見61号線、岩国26号線、岩国16号線、錦見1号線、及び、錦見78号線

です。これらの整備済みの道路によって、現在、及び将来の交通処理上、支障が無い区間について、都市計画道路の廃止案をお示ししています。

最後に、4点目の錦帯橋周辺の街なみの保存についてです。錦帯橋を中心とした、岩国地区、横山地区には、城下町の町割や歴史的な景観などが多く残されています。この歴史的、文化的な景観を守り続け、未来へ継承していくため、平成24年に景観法に基づき策定した岩国市景観計画では、岩国横山地区を、景観まちづくりを重点的に進めていく地区である重点地区に指定すると共に、この地区の魅力向上につながる配慮や工夫を行う行為を修景と位置づけ、助成を行っています。また現在、官民一体で取り組んでいる、錦帯橋の世界遺産登録に向けて、将来にわたり、良好な景観や錦帯橋創建当時から残る町割を保存して行く必要があります。

以上が今回の都市計画道路見直しの理由および背景になります。

それでは、この度の都市計画道路の変更案についてご説明します。画面に示しています、赤色、黄色、青色は、現在の都市計画道路を示しています。赤色は、都市計画道路の見直し案において、廃止案、黄色は、変更案、青色は、存続案としていた路線です。それぞれの路線の変更内容について、個別にご説明します。

岩国千石原線です。この路線は、山口県が都市計画決定します。黄色で示していますが、現在都市計画決定されている岩国千石原線です。このうち、赤で示した現道のある区間、および青色で示した現道のない区間については、未整備となっていますが県道新岩国停車場線、通称：錦帯橋いざない街道をはじめとする周辺道路が整備されており、交通機能を担う道路として、当該区間を整備する必要性は低下していることから、この区間の計画を廃止します。緑色で示した錦城橋部分については整備が完了していますが、将来も交通量が見込まれるため計画を残すこととします。

こちらは、岩国千石原線の計画書の中の新旧対照表になります。路線の一部区間の廃止に伴い、終点と延長、および幅員を変更します。また、終点位置の変更に伴い、路線の名称を錦城橋線に変更します。

次に横山川西線です。黄色で示していますが、現在都市計画決定されている横山川西線です。赤で示した現道のある区間、および青色で示した現道のない区間については、未整備となっていますが、県道藤生停車場錦帯橋線、および現道の市道横山10号線をはじめとする周辺道路が整備されており、交通機能を担う道路として、当該区間を整備する必要性は低下していることから、この区間の計画を廃止します。緑色で示している臥竜橋より南の部分は整備が完了していますが、将来も交通量が見込まれるため計画を残すこととします。

こちらは、横山川西線の新旧対照表になります。路線の一部を廃止することにより、起点、および路線の延長が変更になります。また、起点位置の変更に伴い、路線の名称を川西線に変更します。

次に関所山錦帯橋線です。黄色で示しているのが、現在関所山錦帯橋線として都市計画決定されている区間です。このうち、赤色で示しています、愛宕橋付近から土手町付近までの区間で現道のある区間と青色の現道のない区間については、未整備となっていますが、県道藤生停車場錦帯橋線、および市道錦見 78 号線をはじめとする周辺道路が整備されており、交通機能を担う道路として、当該区間を整備する必要性は低下していることから、この区間の計画を廃止します。緑色で示している錦見ポンプ場から愛宕橋付近までの現道のある区間については、未整備ですが、将来も交通量が見込まれることから計画を残すこととしています。

こちらが関所山錦帯橋線の新旧対照表になります。今回の変更内容に伴い、終点、および路線の延長が変更になります。また、終点位置の変更に伴い、路線の名称を関所山散畠線に変更します。

次に欠口錦帯橋線です。黄色で示していますのが、現在欠口錦帯橋線として都市計画決定されている路線です。赤色で示した、岩国小学校付近から錦帯橋たもとまでの区間については、未整備となっていますが、この区間の北側に市道錦見 61 号線が整備されており、交通機能を担う道路として、当該区間を整備する必要性は低下していることから、この区間の計画を廃止します。緑色で示している区間については将来も交通量が見込まれるなど、都市計画道路としての必要性があることから計画を残すこととしています。

また、緑色の存続区間については、一部が西岩国駅前土地区画整理事業の範囲に含まれています。市としては、長期にわたって未着手となっている西岩国駅前土地区画整理事業について、地区の皆さまと土地区画整理事業に代わるまちづくりを検討しているところです。今後、このようなまちづくりの検討と併せて、改めて見直しを行っていきたいと考えています。

なお、平成 29 年に作成した見直し案では、岩国小学校付近と市道錦見 61 号線を結ぶ、画面上の緑色の点線で示した都市計画道路を新たに決定する案としていましたが、青色の線で示しています、市道岩国 16 号線によって計画交通量を処理できることから、新たな都市計画決定は行わない事としています。

こちらが欠口錦帯橋線の新旧対照表になります。今回の変更内容に伴い、終点、および路線の延長が変更になります。また、終点位置の変更に伴い、路線の名称を欠口新町線に変更します。

最後に、臥竜橋通り線です。臥竜橋通り線と交差する関所山錦帯橋線、欠口錦帯橋線の一部廃止に伴い緑色の丸で示した、2ヶ所について、隅切り部分の計画を変更します。図を用いて、ご説明します。ここでは、縦方向を、臥竜橋通り線とし、横方向を今回廃止する関所山錦帯橋線、欠口錦帯橋線とします。今回廃止予定の関所山錦帯橋線と、欠口錦帯橋線の計画幅員はそれぞれ9メートルと12メートルであり、幅員12メートルの臥竜橋通り線との交差点には、車両が安全かつ円滑に通行するために、赤色で示した隅切りと呼ばれる部分が必要になります。今回、関所山錦帯橋線および欠口錦帯橋線の廃止により、この隅切り部分の計画が不要となるため、これを廃止します。

こちらが臥竜橋通り線の新旧対照表になります。臥竜橋通り線については、隅切り部分の計画を廃止する以外に変更はありません。以上で、個別路線の説明を終わります。

最後に、今回の都市計画変更の流れと今後の予定について説明させていただきます。平成29年度に市が作成した都市計画道路見直し案を基に、本年2月13日と15日に中央公民館およびサンライフ岩国において、地区の皆様と地権者の皆様を対象に、計2回の意見交換会を開催し、98名の参加がありました。意見交換会の開催の後、都市計画の変更の素案を作成し、今年度、都市計画変更の手続きを進めてきました。

都市計画決定に伴う手続についてですが、今年7月21日、23日の両日、中央公民館、および岩国市民文化会館において計3回、都市計画素案の説明会を開催し27名の参加がありました。また、都市計画変更素案の閲覧期間中、変更素案に対する公述の申し出を受け付けましたが、公述申し出はありませんでしたので、公聴会は開催しておりません。次に、変更案の縦覧を行いました。縦覧期間中、変更案に関する意見書の提出はありませんでした。岩国市決定の、4路線につきましては、本日の審議会で委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、山口県知事への協議を行います。山口県決定の錦城橋線につきましては、山口県都市計画審議会に付議し、すべての路線について、12月中に決定の告示を行う予定としております。

以上、議案第42号、及び、諮問第23号についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

- 塚本会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明に対する質疑やご意見などをいただきたいと思います。どなたからでも結構です。挙手の上お願いいたします。
- 中村委員 欠口錦帯橋線については一部残すという案があります。欠口から愛宕橋までになります。この区間を残されるというのを頭に入れながら土手を走ったのですが、愛宕橋から上流には土手の両側にガードレールがありま

す。しかし、今回残す欠口から愛宕橋までは土手側にガードレールがありません。これは、都市計画道路としての何かがあつてのことなのか、または計画性があつてのことなのか、お尋ねします。

○事務局 今のお話は関所山錦帯橋線のことでよろしいでしょうか。

○中村委員 そうですね。

○事務局 関所山錦帯橋線の残している区間の交通量は、かなり多いという結果になっていまして、落としたところにつきましては、代替機能としまして現在の土手沿いの道になります。既存の道路でネットワークのための代替道路として確保できるので、今の愛宕橋を境に残している、また落としているということでございます。

○中村委員 私が聞いたのは、ガードレールがあるなしで、交通量が多い所ではガードレールがあるべきだと思いますが、土手側に現在無いんですよ。これは都市計画がある故のものなのかをお尋ねしたいのですが。

○事務局 都市計画道路内の都市計画決定に影響するものではございません。ですので、道路を安全に管理する上では、道路柵のあるなしというお話であると思います。本来であれば防護柵の設置基準、高さ等がございまして、基準の中で付けられるか、という議論になるかと思いますが、基本的に交通安全上に支障があるということになりましたら、今後の安全対策として防護柵を設置していかなければならないと思います。

○中村委員 交通量が多いということで残される訳ですね。であれば、土手側のガードレールが無いというのは危険であると思います。そういった面にも考慮した計画をよろしく願います。

○事務局 貴重なご意見として承ります。また道路課の方ともそういった協議をして参りたいと思います。

○大西委員 欠口錦帯橋線について、質問ではないですが、私は7月21日の中央公民館の説明会に参加しています。そこで出された意見というのは、廃止に反対ということではなくて、長期間建築制限を受けてきたのにどうしてですか、といったような痛切な訴えであつたと思います。担当課としてどのように受け止められたかはわかりませんが、やはり先程も言ったように、10年20年のタイミングで検討して、ある程度住民の方々にご納得されるような早めの検討も必要であると会場では感じました。検討はされたと思いますが、これだけ長く廃止ができなかった理由を教えてください。

○事務局 現在都市計画決定しております路線につきましては、昭和30年代初頭に多くの路線が計画決定されております。社会的な要因として、人口増加、経済が右肩上がりの中で、市街地も拡大していくというところで、そういった交通需要であれば、たくさんの幹線道路が必要であるという考え方から計

画決定をしております。その後、人口減少、経済も低迷気味であるといったように社会的背景が変化していくということで、当初の幹線道路自体の本質は変わっておりませんが、そこに求められる必要性が変わってきているということで、全市的な全ての路線の見直しを行ったところでございます。では、なぜ今年なのかといった詳細な点につきましては、なかなかお示しできず申し訳ないですが、主な理由としてはそういったところでございます。意見交換会や説明会では、委員が申し上げられたように、長期間未着手で規制をかけていたことについて、厳しいご意見等を頂きました。その件につきましては、大変申し訳ございませんでした、という部分でしかないですが、やはり今後も引き続き長期未着手の路線というところを残していくということは、大きな課題、問題になります。ですので、この度の見直しの考え方を整理した中で、廃止路線と存続路線を整理しましたので、今後については、残した存続路線が、短期的、中期的といった整備のスパンというものもありますが、しっかりと整備していくという姿勢で取り組むところしかないと考えております。

- 大西委員 情勢が変わって色々大変ではあると思いますが、ただ、見直しの部分もそんなに早くはいかないと思います。だからこそ、住民の方々に対して納得いくような説明が大切であると思います。やはり何 10 年も耐えてきたというお話もありましたので、早めに適切にやっていただきたいなと思います。
- 事務局 概要としては先程ご説明したとおりですが、ここの欠口錦帯橋線、関所山錦帯橋線についてもそうなんです。昭和 30 年代、ここは岩国市の商業の中心地であったということと、合わせて麻里布町、新町は、新しい町、新しい都市として発展しようとしていたというところがありました。そのため、ここを結ぶ道路の必要性が非常に求められていた、という点から早い段階から都市計画決定されていました。また、昭和 30 年代は人口が増加していく中で今後車の台数も増加するだろうと考えられ、当然交通量も増加してくる中で、ルートの必要性がありました。それから、平成に入って人口減少にはなりましたが、車の保有台数が 1 人 1 台の時代になりました。そういった要因から、全体の交通ネットワークの交通量減少が見込めませんでした。ですので、当時都市計画道路としての必要性はあったということになります。しかし、昨今においては人口も減る、交通量も減るという流れの中で、都市計画としていつまでも制限をかけ続けておくわけにはいかない、という背景もあり全国的な見直しが行われるということの中で、市としての見直し方針を作り見直し路線検討を行ったといった経緯がございます。説明会の中でもお話しさせていただいた内容であります。都市計画道路としての位置付け

が無くなったからといって道路が無くなるわけではありません。今度は生活道路といった観点の中で、必要性に応じて道路の整備が行われていくものと思っております。ですので、都市計画道路を廃止したことで生活の利便性が下がる、という訳ではなく、今後は生活道路の利便性の向上を図るという風に切り替えていくと考えております。

○塚本会長 20年ぐらい前までは廃止することは難しい、というのが国の方針でありまして、本当に困っていたところもありましたが、最近ようやく廃止することで別の新しいまちづくりをできるという風になりました。例えば、東広島市の西条酒蔵通りという酒蔵が並んだ通りがあります。計画では、酒蔵の道路に面した部分を壊して道幅10メートルにすることになっていましたが、都市計画道路の計画決定を廃止し、その代わりカラー舗装等により安心して歩くことができる環境整備を行っています。ですので、国とかも含めて世の中自体も変わってきているということで、まさに地元の方々がどのように受け止め、どのように行動していくかということになります。少し蛇足になりましたが、他にこの件につきまして何かございますでしょうか。

○細見委員 最後の説明になります。交差点の隅切りをするようになっていたけれど、それをしないという方向との話でしたが、橋の袂といった交差点はどこも隅切りをして、より安全な方向に道路を造り替えていると思います。ですので、ここを廃止する意味がよくわからなかったのもう一度説明をお願いします。

○事務局 現在の臥龍橋通りに十字交差するところにつきましては、都市計画決定された路線が一部外れるという事になりますので、将来的に道路を造るときに隅切りが必要である部分、都市計画道路として必要な範囲を示していた、ということになります。そのため、今回の都市計画道路を廃止することになれば、将来隅切りを造るという意味も無くなるので、隅切りの廃止、という説明をさせていただきました。ですので、現状において隅切りが必要かどうかということについては、計画上の隅切りは道路の廃止に伴って一緒に廃止させていただきますが、現在の道路の隅切りについては、現況の道路整備の中で隅切りを確保していくという考え方でございます。あくまでも、都市計画道路として必要な隅切りという意味ですので、路線を落とせば計画上隅切りも落ちるということでご理解いただければと思います。

○事務局 補足でご説明いたします。縦の路線が臥龍橋通り線、横の路線が欠口錦帯橋線といった路線になります。そうした中で、この隅切り部分は臥龍橋通り線に引っ付いております。そうしますと、欠口錦帯橋線が廃止されておりますので、現道のまま狭い形で残ります。すると、この隅切りの部分は宙に浮いたような状況になります。合わせて、臥龍橋通り線が12メートルの

道路、そして欠口錦帯橋線が9メートルから12メートルくらいの道路を計画しておりました。と言いますのは、2車線のかなり交通の捌ける道路となりますので、大型車両といった車の混入も考えられます。そうしたことから、この隅切りが設定されておりました。しかし、横の路線が現道のまま、まちなみを保存するといった目的もございますので、現道のところを残していこうという考え方をしております。そうしたことから、この路線に大型車両の混入というものが見込めません。そのため、計画上の隅切りは不要である、といった2つの理由から臥龍橋通り線についている隅切り部分を外すという事になります。

○細見委員 よく理解できないのですが、例えば錦帯橋史料館を計画しているではないですか。観光バスなんかも結構来るような状況になろうかと思いますので、今の大型自動車が進入できないようにというのも、何か別の計画があつてのものになるのでしょうか。

○事務局 大名小路は現在6メートルであり、6メートルの道と12メートルの道が交わっているわけですが、この6メートルという道は大型車の混入というものは非常に難しいものがあります。そして、小型車であれば今のままでも不自由なく回っていると思います。ですが、大型車が入って来るとこの隅切りがないと巻き込み等が発生しますので、そういったことから必要性がございます。

○細見委員 マイクロバスとかはどうですか。

○事務局 マイクロバスというのは、長さでいうと8メートル、9メートルぐらいでしょうか。そして、この隅切りの必要性というのは、道路構造令でいうと12メートル級のかかなり大きなバスやトラックを想定しますので、そういった車両が入ってきますと、この隅切りを確保しないと回りきれない、右折、左折ができないということになりますので、現道の臥龍橋通り線は12メートルで完成しております。そして、大名小路の方は6メートルのまま、都市計画の法的な位置付けを外します。そうすると、こちら側に大型車両が入って来ることはなくなりますので、ここで右折、左折という動きがなくなる、という事から隅切りも合わせて廃止を行う、という事です。

○塚本会長 その他、ご質問等ございませんか。

○桑重委員 錦見ポンプ場と愛宕橋の道路の終点部の代替道路が土手である、という話でしたが、実際の終点部分は土手ではなく、現道の中に入っていると思いますので、路線の形状変更をすべきでないかと思いました。そうしないと、将来的に代替道路ではなく、変な形状になるような気がするのですが。

○事務局 今のお話ですが、おかしい場所から道が土手に上がる、という意味と思われます。要は、錦帯橋方面から愛宕橋までの区間で切ったという作業

状の結果によって、現場の地形の状況等を考えればおかしいような状況になっております。ただ、計画上は途中で切っているような状況にはなっておりますが、これを実施という事になりましたら、詳細設計等で今の地形に合うような交差点をたてて参りますので、そのタイミングに合わせて整理を行いたいと考えており、後で行う作業のように感じるため申し訳ございませんが、ご理解をお願いします。山北牛野谷線という愛宕橋にぶつかっている、南北に走っている都市計画道路がございます。これは欽明路道路にも関わる路線となっておりまして、交通量も 10,000 台とかございます。川を渡って国道 2 号までは 5,000 台以上の見込みがあるという路線になっております。これらの都市計画道路の整備、実施については、今後の交差点の物理的な整理と合わせて、また西岩国駅前土地区画整理事業のエリアにも、山北牛野谷線が区画道路的な位置付けになっておりますので、この辺りも構造等も含めて整理していきたいと考えております。ですので、都市計画法上の整理としましては今のような形と考えております。

○塚本会長 それでは、皆様のご意見もいただきましたので、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思います。このたび付議されました議案第 42 号について、原案のとおり可決決定する旨を市長に答申することによってよろしいでしょうか。また、諮問第 23 号について支障ない旨を市長に答申することによってよろしいでしょうか。

○審議会委員 異議なし。

○塚本会長 ご異議がないものと認めます。よって、議案第 42 号について、当審議会として原案のとおり可決決定した旨を市長に答申いたします。また、諮問第 23 号について、当審議会として支障ない旨を市長に答申いたします。

本日予定された議事については、以上でございます。委員の皆様から、何かご質問がありますでしょうか。皆様のご協力により円滑な審議を行うことができました。長時間にわたり熱心なご審議を頂きお疲れ様でした。

事務局から事務連絡があればお願いします。

○事務局 本日は、長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございます。受付でお預かりした駐車券につきましては、おそらく既にお手元にお返しさせていただいているとは思いますが、もし無いようでしたら事務局の方までお声かけください。

それでは、以上をもちまして、第 29 回都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[16 時 00 分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和 2 年 11 月 9 日

議事録署名委員 大西 明子

議事録署名委員 桑重 和昭